

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

株式会社 S t u f f

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日))

記

- 令和8年6月1日付け派遣労働者数 5 人
- 令和7年度 派遣先事業所数(実数) 1 件
- 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額 26,748 円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,070 円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

32.4 %

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 担当者 馬目 裕之 TEL0246-84-9184

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
業務対応訓練	1年目の派遣労働者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
スキルステップアップ研修Ⅰ・Ⅱ	2.3年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
スキルステップアップ研修	4年目以降の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間

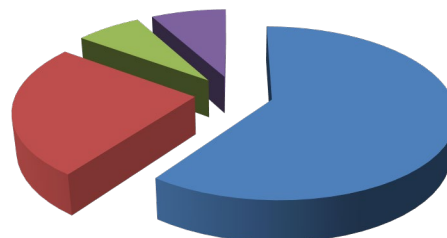
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険料等)
- 教育訓練費
- 運営費等

マージン率 32.4 %



- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結してるか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間周期 令和9年3月31日)

・協定労働者の範囲 電気工、一般事務員としての業務に従事する従業員

- 福利厚生に関する事項

◆ 各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)

◆ 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇

◆ 定期健康診断受診

◆ 資格取得制度